

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 45 号）

【長崎市独自基準】

- ・ 施設サービスの「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・ 養護老人ホームの廊下及び階段に手すりの設置を義務付け
- ・ 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・ 養護老人ホームにおいて、レクリエーション行事のほか「地域との交流行事」を行うことを追加
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・ 暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(基本方針)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業（<u>社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業をいう。第 5 条において同じ。）</u>に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、<u>本市、地域包括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>
<p>(設備の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、<u>次に定めるところによる。</u></p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 (新設)</p> <p>三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(生活相談等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p><u>(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</u></p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>(生活相談等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 養護老人ホームは、前項に定めるもののほか、地域との交流行事を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。</p>

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

改正前	改正後
<p>(施設長の責務)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 施設長は、職員に第 7 条から第 9 条まで、第 14 条から前条まで及び次条から第 29 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(施設長の責務)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 施設長は、職員に第 7 条から第 9 条まで、第 14 条から前条まで及び次条から第 30 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p><u>第 30 条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p>